

シュレンヌ市田園都市形成に関する研究

-フランスにおける田園都市の成立-

主査 土居義岳^{*1}

委員 ガル・エルワン^{*2}

本研究では、フランスにおける20世紀初頭の田園都市の典型的な例としてパリ郊外シュレンヌ市田園都市を対象とし、セーヌ県低廉住宅公社の議事録と、シュレンヌ市博物館所蔵の住宅平面図をおもな資料として分析したものである。その結果、中層集合住宅が主体となったという単純な事実のほかに、フランス特有の制度的な枠組み、建設主体の理念や組織内でのさまざまな議論、土地取得や建設事業のための予算処置、住宅タイポロジー、などが判明した。近年、イギリスや日本だけでなく田園都市の世界的広がりを示す研究成果が多いなかで、本研究はそのフランスの文化や社会的背景を反映したひとつの例の特殊性を明らかにしたと考える。

キーワード: 1)田園都市, 2)シュレンヌ市, 3)アンリ・セリエ, 4)ボヌヴェ法, 5)ルシェール法,
6)低廉住宅公社, 7)住宅供給

A STUDY ON THE GARDEN CITY OF SURESNES CITY

-A Study on the French garden cities-

Ch. Yoshitake Doi

Mem. Erwan Gallou

In order to study the garden city of Suresnes city, the minutes of the regular meetings of the Public Office of Low Cost Housing of the Seine Prefecture, the drawings of the dwellings found in the Suresnes City Museum were referred. It has resulted in revealing the fact that most buildings are middle-rise ones, the typical French institutional framework, the ideas and discussions in the Office, and the budget policy for land acquisition and building activities, etc.

1. シュレンヌ市とその田園都市

シュレンヌ市はパリ市郊外の西南方向にある。20世紀初頭、パリの人口増加にともない、都市域が拡大し、郊外が成長した。この市も人口は1901年から1921年までに倍増し、1万9000人となった。住居、インフラ、社会施設の建設が急務となった。しかし郊外では都市基盤施設などが不十分であり、都心との格差、自治体間の格差が顕著であり、おおきな問題をはらんでいた。

この地にフランスで最初の田園都市のひとつが第一次世界大戦後に建設された。それはイギリスの田園都市運動をモデルとしながらも、その住宅建設・供給システムも、建設されたフィジカルな姿も、かなり異なるものであった。公的介入路線によって実現された、低層連続住宅と中層集合住宅の混在したものとなった。

本稿ではその建設の経緯、その背景の理念、建設された住宅タイポロジーを、建設主体であるセーヌ県低廉

住宅公社の議事録と、シュレンヌ市博物館所蔵の住宅平面図をおもな資料として分析する。

2. フランス近代における住宅供給の歴史

まず背景として、住宅供給政策について概説する。19世紀から20世紀への変化は、民間主体から公的介入へのパラダイムシフトであった^{註1)}。

19世紀、労働者住宅は民間開発業者、工場経営者、慈善団体、その他の民間団体によって供給されていた低廉住宅(HBM=*Habitation à bon Marché*)は慈善金や民間資金にたよっていた。最初の低廉住宅協会は1889年に設立された^{註2)}。低廉住宅協会とは、ショエとメルラン^{註3)}の定義によれば、有限責任会社、共同組合、財団といったさまざまな形態の組織である。労働者に低廉な住宅を提供するとともに、労働条件、家族政策、道徳的宗教的な諸価値を振興し、社会的調和を計ろうとした。

*1 九州大学大学院 教授 *2 九州芸術工科大学大学院博士課程

しかし住宅危機はますます深刻になり、19世紀の終わりから公的介入の必要性が叫ばれるようになった。1906年、民間投資がほとんどゼロとなったのをきっかけに、公的介入の仕組みが整備されはじめる。

1906年のストロース(Strauss)法^{註4)}。この年、元老院議員ポール・ストロースは、地方自治体も住宅供給に参入できる法案を成立させた。この法律によれば、地方自治体は低廉住宅協会と共同できる。当時は地方自治体の時期であったとされている。投資は自治体からであったからだ。

1912年のボヌヴェ(Bonnevay)法^{註5)}。家賃が統制され、低廉住宅協会が法的に定義され、国から融資される低廉住宅公社の創設が認められた。とりわけ市町村がみずから住宅建設を促進することが認められた、すなわち、市町村や県は低廉住宅を建設するための公社を持つことができるようになった。

以上は地方公共団体の介入だが、さらに政府も介入するようになり、公的介入はますます強化され、民間の低廉住宅事業にとってかわるようになる^{註6)}。

1919年10月24日の法律。「多人数家族^{註7)}」のための集合住宅なら、全建設費の三分の一まで国から借り入れられる。全国規模では、国は2.5%の金利で3億フランまで貸すことができる。この法律にしたがって多くの低廉住宅公社が設立された。1919年にはカン、1920年にはリヨン、1921年にはグルノーブル、サンテチエンヌ、1922年にはプレストで設立された。

1921年2月26日の法律。総建設費の85%を低利で政府から借り入れられる。しかし総額で500万フランであった。

1928年7月13日の法。ルシェール(Loucheur)法と呼ばれる。政府が、2%の金利で建設費の90%まで融資する。この法律によって中流階層のためのいわゆる「中間家賃住宅 habitation à loyer moyen」6万戸の建設が決められた。公社はこれによって、かならずしも労働者だけではない、新しい居住者のための家賃のより高い、広い住戸を建設できるようになった。政府は5年間で、さまざまな低廉住宅協会に融資し、20万戸を建設するため、112億フランの投入を決定した。

3 フランスへの田園都市理念の浸透

マグリ(Magri)によれば、ブノワ・レヴィ(Benoît Lévy)が、イギリスの例にもとづく田園都市理論をフランスに紹介した最初の人物であった^{註8)}。レヴィは1904年に『田園都市 La cité Jardin』を、1905年に『アメリカの田園都市 Les cités jardins d'Amérique』を出版する。彼は産業と連携して田園都市を建設し、労働者階級の人々が住宅を所有できるよう振興しようと考えた。彼はまた1904年に「フランス田園都市協会 l'Association Française pour les

cités jardins」を設立した。民間投資を獲得できなかったため、彼は大規模建設には着手できなかったが、フランスと公社への影響は大きかった。

4 田園都市の推進者アンリ・セリエ

1913年、社会主義の政治家アンリ・セリエ(Henry Sellier, 1883-1940)^{註9)}はセーヌ県議会に低廉住宅公社を設立することを提案した。議会は1915年7月18日のデクレにより「セーヌ県低廉住宅公社 Office Public d'Habitations à Bon Marché du département de la Seine」(以下に「公社」)を設立した^{註10)}。

公社はセーヌ県における住宅危機を緩和すべく、1920年から1939年までにパリ郊外に、シュレンヌ、プレシ・ロバンソンなど15の田園都市を建設した。

セリエはこの公社の初代の指導者(以下にのべる「管理評議会」の議長)となった。しかも彼はそのほか、さまざまな公職についていた。セーヌ県議会の予算報告係長(1915年)であり、シュレンヌ市長(1919年以降)としてその最初の田園都市に尽力し、セーヌ県議会議長となり(1927年)、そして厚生大臣となった(1935年)。彼は国／県／市町村の3つの行政レベルのそれぞれで重要なポストを占めていた。自治体と国政の橋渡しができる立場であった。

5. 地方分権化という文脈

フランス革命以降の中央集権体制では、自治体にはさほどの自律性はなかった。しかし第三共和制から、県や市町村の権限は大きくなった。いわゆる「自治体運動」を生んだ地方分権化^{註11)}が促進された。1871年以降、これら地方公共団体は共通法(droit commun)のもとで機能するようになった。さらに1884年の法により、市町村には自治権がもたらされた。市長などを住民による公選で選べるようになった^{註12)}。

こうした枠組みのなかでセリエは県レベル重視の政策をとった。カトリヌ・ビュルランによれば、市町村の歳入は消費税にもとづいているので、財政的な自立性はあったが、パリなど豊かな自治体と、その周辺の貧しい自治体との対比はますます鮮明になり、後者では新しいインフラを整備することが必要となった^{註13)}。

セリエは、こうした孤立した市町村は独自に合理的に発展する能力はまだなく、県レベルで方針をあたえて指導すべきであり、そのことによってパリ都市圏の発展をコントロールすべきであると考えた^{註14)}。1913年、セーヌ県議会において、セリエが「県の介入は、民間の、市町村の、そして市町村間のイニシアティブを調整し喚起するために必要であり、またイギリスやアメリカの田園都市の手法にならった、郊外における労働者住宅供給を振興するためにも必要である^{註15)}」として県こそが民間と自治体の住

宅供給を調節すべきであると提案したのは、それゆえであった。

6 公社の土地獲得・建設のための財政

6.1 管理評議会とその理念

公社における決定部局は「管理評議会 Conseil d'Administration」であった。本論ではおもにその議事録から公社の取組みを読んでゆく。パリ郊外の田園都市はある特定の社会階層のためのものではなく^{注16)}、勤労階層のなかのさまざまな階層のためのものであって^{注17)}、都市のなかに社会サービスをもたらそうという新しい理念に基づいていた。

評議員は、県の後見のもとに指名される。1922年の時点で、委員会には県知事から任命された6人、県評議会から任命された6名、低廉住宅理事長委員会とセーヌ県民生委員会 (Prévoyance Sociale du département de la Seine) に任命された2名、共済組合 (Bureau des Sociétés et Unions de Sociétés de Secours Mutuels) に任命された2名、「貯蓄金庫 Caisse d'épargne」の理事長に任命された1名、労働組合連合に任命された5名、からなっていた。ひとりの委員が、いくつかの委員会を兼任することもできる。

議事録では「田園都市 cité-jardin」なる用語は、1916年7月10日の会合が初出である^{注18)}。

1919年の議事録から事業の全般的な目的が読める。そこでセリエは「ようするに公社の目的は、効率的で体系的な開発をおこなうことであり、セーヌ県を合理的に成長させることであり、パリ内への人口集中と郊外の混乱を矯正することである。そのためにもっとも廉価に、公社の土地のうえに建設し、美的そして衛生的な条件を完全に満たし、最善の快適性を提供する田園都市とする。田園都市はおもに、戸建住宅かセミdetachedハウスからなり、さまざまなその土地の建築タイプに適合し、自然の美、多様な景観、線の調和を尊重し、建物の高さを制限し、最適な方位を選び、日照、菜園を保証し、フランスの慣習にできるだけ完全に適合しようとする・・・^{注19)}」と指摘している。すなわちパリ首都圏の均整のとれた発展のために、環境の良好な郊外に低層で低密な住宅を建設するという考え方である。

議長セリエにとって田園都市は社会改善のためのツールでもあった。彼は1921年「私たちはまた、合理的な平面を、より人間的な居住条件を促進することで飲酒、結核、失業そのほかの社会的困難と戦う。『コミュニティにおける生活を組織し、通常は富める人びとだけに与えられるものを、あらゆる人びとに提供するという望みなのである』^{注20)}」と指摘している。

ゆえに田園都市は、労働者の健康、生活環境、コミュ

ニティ生活を向上させるための運動であった。また社会党が社会的団結を推進するための手段であり、ときには田園都市は「完全な社会的細胞 cellule sociale complète」と呼ばれた^{注21)}。

6.2 公社の土地取得政策

セリエは1901年にドイツに留学していたこともあり、フランクフルト、フライブルク、マンハイムなどでは市域の3分の1から2分の1を公有し、将来の開発のために保留するという土地公有化政策を知っていた^{注22)}。しかしフランスではこうした政策は皆無だと批判した。1916年7月10日の議事録によれば「セリエは、パリ市もセーヌ県も非常にいい条件で土地を公有化するための土地政策をこれまでもっていなかったことを嘆いた。セリエは、土地を今日使う必要がないにしても、今土地買収のために投資すれば利益をもたらすものとなるだろう、と信じた。セリエは、公共交通機関が発展して土地の価格が上昇するので、できるだけ広い土地を買収すべきであると指摘した^{注23)}」。

戦争はパリ周辺の土地を廉価に獲得する最後の好機であった。戦後インフレが発生することが予期されたので、公社は地価上昇から利益を得ようとした。

1916年7月10日の議事録によれば、土地の検討が議題となっており、土地はその地質、標高、衛生上の地質、近隣条件、そして地価などを基準にして選ばれるであろう、と記されている。

セリエ自身も「どの敷地かといえば『方角のよい、起伏のある土地、公園、高台』となる^{注24)}」と述べている。

1916年12月20日、セーヌ県議会は、県内に土地を買収するため1000万フランを公社に交付した^{注25)}。この段階では、資金を提供したのは県のみであった。これは土地のためで、建設費は白紙であった。

公社は土地選択のために現地を視察した。1917年3月26日の議事録によれば、同じ年にシュレンヌ、シャトネ・マラブリ、シャンピニでの視察が報告されている^{注26)}。

第一次世界大戦中、建設労働者と建設材料が不足していたので、公社は田園都市の建設に着手できなかった。公社は、当初の社会的目的にできるだけ近い用途のために、土地を利用した。たとえばプレシ・ロバンソンでは、土地の一部をアメリカ赤十字に貸し、戦争の被災者のための病院が建設された^{注27)}。

前述の1917年3月26日の議事録によれば、公社の資金はすべてセーヌ県議会から与えられたものである^{注28)}(表1)。さらに1917年7月4日の議事録によれば、歳出と歳入のバランスはとれていた(表2)。土地は、県からの1000万フランの交付金ですべて獲得された^{注29)}。

戦争中に獲得した土地のほとんどはパリ郊外の田園地帯である。土地は森、公園、城郭の敷地などに近く、ランドスケープの条件はよい。敷地面積は10から65ヘク

タールであり、地価は、総額で50万から280万フラン、平方メートルあたりで3から9フランである。1933年の時点で、セーヌ県内のそれぞれの敷地で、10数箇所のプロジェクトが進行中であった(図2)。

表 1 1818 年までの公社の歳入(1917 年3月 26 日の議事録より)

財源	年月日	歳入額
セーヌ県議会	1914 年7月 1 日	15 万フラン
セーヌ県議会	1917 年3月 26 日	1,000 万フラン

表 2 1918 年までの歳出(1917 年6月 4 日の議事録より)

公社人件費	3,000 フラン
管理等諸経費	1,000 フラン
家具その他諸経費	1 万 5,000 フラン
交通費	1,000 フラン
土地視察・検討、建設計画策定費	5 万フラン
予備費	5 万フラン
満期以前債権譲渡	22 万 2, 795 フラン
不動産買取り	1,020 万フラン
合計	1,054 万 2, 795 フラン

6.3 住棟建設のための財源

まず県からの資金提供としては、県議会は、1919 年 7 月 9 日の議会で、1700 万フランを、セーヌ県低廉住宅公社に交付する決定をした^{註30)}。公共交通施設のちかくに土地を確保し、兵士復員のために緊急の必要が生じたことに対処して 600 戸の住宅を建設するためであった。県からのこのような要請があったように、公社は県から要請を受ける立場であり、組織として完全には自律的でなかったことを示している。

しかし建設費のほとんどは政府からか、実質的に政府の金融機関からであった。議事録にはその金利と毎年の返済額が記されている。また前述のように 1928 年のルシェール法をもって、国からの財政援助は完成する。それが一時期、建設を加速させたのは事実である。しかし 1929 年の経済恐慌は、1931 年にフランスに波及した。1934 年から住宅供給のための資金提供はきわめて厳しい状況となった。

第二次世界大戦前の低廉住宅公社の全建設費用は 1 億 9468 万 9912 フランであり、このうちの 90%は 2～3%の低い金利で融資されたものであった^{註31)}。

6.4 公社の財政における問題点と赤字

1928 年のルシェール法に先立って、公社は 1923 年にはじまる深刻な財政危機をかかえていた^{註32)}。この時期になると県からの資金提供もほとんどなくなっていた。公社の財政危機、あるいはより全般的に低廉住宅協会や公社のそれが、ルシェール法の制定をうながしたというこ

とも考えられるが、直接関係があったということは議事録からはうかがわれない。しかしセリエはさまざまな行政レベルで活動していたので、関連があったとしても不思議ではない。

ルシェール法と国からの融資があったにもかかわらず、建設費が高騰したので、公社の財政はつねに赤字であった。1937 年 5 月 15 日の県と公社のあいだの議論によれば、赤字はすべて県が埋めることとある^{註33)}。

そののちも赤字は続いた。たとえば公社が 1947 年に出版した広報によれば、1946 年にかんしては、総支出 1305 万 3189 フラン、総収入 849 万 5000 フランで、赤字額は 455 万 8189 フランに達した^{註34)}。

6.5 シュレンヌ市田園都市の財政

セリエはシュレンヌ市長でもあったので、シュレンヌ市田園都市は、公社の当初の理念をもっとも忠実に反映していると考えられる。

土地については、実際の困難が多かった。敷地はシュレンヌ市とルイユ市にまたがっており、そこには零細な地主が多かった。最も広い土地を所有していたのはアール(Harres)氏であった。彼は総面積 17.79 ヘクタールを所有していたが、それは 22 ブロック、570 筆にわかれていた。彼のほかには 100 の異なる地主がいて、250 筆、合計 13 ヘクタールを所有していた^{註35)}。

住宅建設については、1919 年 10 月以降の議事録で触れられている(1 条, 2 条, 3 条; 45 頁)。多人数家族のための住居群が建設されること、総コストは 810 万フランに見積もられること、が指摘されていた。公社は、総建設費の三分の一を国からの補助金で、三分の二を寄託供託金庫(Caisse des Dépôts et Consignations)からの融資で建設しようと、そのように要求した。寄託供託金庫は公共の融資機関であるが、その財源は勤労者貯蓄である。政府は、この寄託供託金庫を介して、低利で公社に融資したのであった。

ルシェール法以後である 1933 年の、公社の「出版・記録室」が出版した資料には、その年までの累計の数字が記載されている。それによれば政府からの資金の 90%は、寄託供託金庫を介しての融資であった(表 3)。

表 3 シュレンヌ市田園都市建設の財政。『シュレンヌ市田園都市建設の初段階 *Les étapes de la construction de la cité jardin de Suresnes*』公社(OPHBM)、出版・記録室(service de documentation et de propagande)、1933 年、106 頁。

住戸数	1,205 戸
建設費	2 億フラン
寄託供託金庫からの融資	1 億 8,000 万フラン (金利 2.5%)
国からの補助金	2,000 万フラン

7 建築・美装委員会

7.1 委員会の構成と目的

公社の管理評議会の下には、それを補佐する5つの委員会があった。出版・記録委員会、財政委員会、法制委員会、そして賃貸委員会、そして1917年の理事会の決定にしたがって発足した建築・美装委員会(Commission d'Architecture et d'Esthétique)である^{註36)}。

委員長はフステール(Fuster)であった。委員のなかにはアガシュ(Agache)やレジェ(Leger)といった建築家、フステール(Fuster)らの大学教授、セリエという理事会のメンバー、低廉住宅協会「進歩」(Société d'Habitation à Bon Marché "le Progres")の理事長デュフルマンテル(Dufourmantelle)がいた。委員会はほぼ月に一回開催され、議事録が記録された。

建築・美装委員会の目的である^{註37)}。

- 公社がすでに獲得した土地の開発をスタディする。
- それぞれの田園都市プロジェクトを担当する主任建築家を選ぶ。
- 建設プロジェクトのそれぞれの部分についてコンペを組織する。
- スタディの部門を創設し、そこに近代都市計画についての情報を集中的に集める。

セリエによれば「それぞれの田園都市について詳細なプログラムを合議して決めるよう委員会は組織された」。公社には田園都市の監督建築家がいた。プレシ＝ロバンソン(Plessis Robinson)田園都市にはペレ・ドルタイユ(Peyret Dortail)、マラブリ(Malabry)はバソンプイエール(Bassompierre)、アルフヴィドソン(Arfvidson)、リュット(Rutte)、シュレンヌにはメストラス。彼らは、セヌ県低廉住宅公社の理事会あるいは建築・美装委員会からの示唆にあわせて、田園都市の計画を遂行しなければならなかった。

7.2 土地と住宅にかんする1918年の議論

まず土地所有の形態について。1918年11月18日の議事録によれば、セリエは「公社は、イギリスの田園都市がなした経済的そして社会的な利点と同じ質のものをもたらそうとする野心はもはやなかった^{註38)}」と指摘した。こうして「公社の田園都市のコンセプトと実現はいくぶん違ったものとなった。あらゆる種類の土地投機を回避させることは不可欠となった」。公社が民間にその土地の一部を払い下げる場合も、その各筆には厳しい規制が課され、田園都市の美観が損なわれてはならなかった。

さらに戸建か集合住宅かという選択について、同じ1918年11月18日の会合で議論がなされた。やはり議事録によれば、セリエは「私たちは(中層の)集合住宅の欠陥も知っているが、人口の一部は流入してきた労働者たちであり、そこから生じる必要性についても考慮しなければならない。こうした階層の人びとは安定した居住場

所を求めようとはしない。個人の庭を必要としないし、家具も多く所有していないし、勤務する場所や、家族の場所の近くに居を構えてもらいたいと望んでいるだけだ。適切な場所に位置する適切な広さであり、民間セクターの住宅よりは質の高い、機能的な住居を彼らに供給するために、公社はそうした必要性を満たさなければならない」と指摘した。中層集合住宅やむなしの意見である。

レジェはそれに反対した。「セヌ県低廉住宅公社は集合住宅の建設を回避しなければならない。なぜなら(民間業者にとっての)良いお手本を示すことができなくなるし、これまでなされてきた失敗をくり返すことになるであろうから」と述べて、集合住宅建設に賛成なのか反対なのかははっきりするよう委員たちに迫った。

委員長の結論は「集合住宅は欠点も多いが、適切に設計されれば、公社の目的の多くを満たすものとなるだろう」。彼は幾つかの利点をあげた。環境、方位、住戸のレイアウト、コミュニティ空間などに注目すれば、戸建やセミデタッチドにくらべ集合住宅はより優れている。彼は「この種の住居はあらゆる人びとに適合するライフスタイルを提供するものではないが、自分で住居をメンテナンスする気のない人びとにはあっているだろう^{註39)}」

以上は、当初は郊外の田園都市では接地型の低層住宅が好ましいことが大前提であるが、どこまで妥協して中層住宅を許容できるかという議論として読める。実際、初期は低層と中層とが混在していたが、委員にとってはイギリス型の理想がフランスでは完全には実現できないという妥協が当初からあったことを示している。

7.3 1919年の法律のインパクト

そうしたなかで1919年3月31日の法律が制定された。この法律は、県が土地を取得し、そこを開発し、個人や労働者たちに転売することを振興するものであった。さらにその第9条は、貸付にかんするもので、フランスの労働者住宅の建設を振興するために、2%の金利で総額4000万フランを融資しようというものであった。こうした政府からの助成は、基準となる条件を満たせば、地方公共団体、低廉住宅公社、低廉住宅協会、低廉住宅団体、慈善団体、介護団体、病院などが利用できた。

建築・美装委員会は、この法律を検討した。田園都市は半民間的か、公共的なものか、この段階では決めかねていた。1919年、物価はインフレ傾向で、経済状況はおもわしくなく、委員たちはさまざまな財政システムの可能性について議論していた。政府との協調を主張する委員もいれば、産業との協調をいう人びともおり、19世紀的な慈善事業をしようとする者や、戦後のアメリカからの援助をあてにする者もいた。田園都市プログラムの策定が目的であった公社であったが、財政面の不確定性のゆえに、それを遂行することはできなかった。

1919年4月11日の会合では、委員会はこの新しい法

律を含め、法律を検討した。まず 1906 年の法が言及された。セリエによれば、この法律が効力をもちはじめた 1906 年から、建設費は高騰し、低廉住宅を供給するための法制はほとんど効力を失った。1906 年法は、家賃に上限をもうけたが、この上限はあまりに低かったのであり、そのため田園都市の財源は危ういものとなったことを指摘した。ゆえに 1912 年のボヌヴェ法により修正されることとなったが、さらにこの 1919 年の新しい法制が必要であると彼は結論づけた^{注 40)}。

シュレンヌ市田園都市の場合、建設費の三分の一は政府からの助成金であり、三分の二は寄託供託金庫から金利 4.5%で融資を受けた(5.5 節参照)。

この委員会の議事録は 1923 年で終わっているが、委員会そのものが存続したのか、そこで廃止になったのかは資料からは判断できない。ゆえにルシェール法(1928 年)のインパクトはこの側面では不明である。

8 シュレンヌ市田園都市の概要

8.1 地理的条件

田園都市の用地は、戦争中の 1915 年に県の低廉住宅公社が買い取った。敷地の一部は、近隣のルイユ(Reuil)市にまたがっていた。すぐ北にはヴァレリアン丘(Mont Valerien)の要塞があり、南に面してはサン＝クル競馬場、さらにその先がセヌ川であった。帝政時代、土地は国のものでラ・フィユーズと呼ばれていた。

最寄りの鉄道駅ロンシャン駅までは 1 キロである。近年ではラ・デファンスまで路面電車が建設された。旧道である「大幹線道路 le Chemin de la grande communication」は今は「ジャン・ジョレス大通り 1'avenue Jean Jaurès」と呼ばれ、田園都市の北を区切っており、サン＝クルーとナンテールに向かう。

セヌ県低廉住宅公社が構想した田園都市は、人口 1 万人、中流の下と中の階層で、単身者をふくむあらゆる家族構成を対象としていた。田園都市には学校、衛生センター、スポーツ施設、文化施設などが整備されていた。

8.2 担当建築家

建築家アレクサンドル・メストラス(Alexandre Maistrasse, 1860-1951)は田園都市プロジェクト以前に、すでにパリ市の住宅供給や学校、病院、兵舎など公共施設の仕事をしていた。パリのトルソ(Trousseau)病院と、北フランスのズイコト(Zuydcoote)結核療養所らである。パリ市低廉住宅公社の集合住宅として建設したものとしては、15 区エミール・ゾラ大通りなどである。彼は、公社の建築・美装委員会に要請され、田園都市のデザインを担当した。イギリス田園都市におけるレイモンド・アンウィンの経験を参照して、アーツ・アンド・クラフト運動が提唱した地域主義的な美学をとりいれた。

1927 年、建築家ジュリアン・クオニウム(Julien Quoniam)が担当建築家となる。

1938 年、プレ・サン・ジェルヴェ田園都市を担当していたフェリックス・デュマイ(Félix Dumail)がシュレンヌでいくつかの建物を担当した。

第二次世界大戦間、建設は頓挫し、1948 年にやっと戦後初の建物が完成した。1942 年の空襲で一部が破壊された建物は、1956 年に建築家バザン(Bazin)が再建し、現在の田園都市を完成させた。

8.3 マスター・プランについて

4枚の時期の異なるマスター・プラン(図 1~4)が残されている。時代が下がると、デザインも変化していった。メストラスは 1917 年から計画を策定しはじめ、1918 年に最初のプランを完成させた。このプロジェクトはイギリスの影響が顕著で、たとえばクレセントなどが計画されていた。ただしこうした顕著にイギリス的な特徴は、のちの計画案では消えてしまう。後期になると、左右対称と真っ直ぐな軸線というフランスの伝統的なボザールの造形が強くなっている。

4葉のマスター・プランを経時的にみれば、低層住宅がしだいに少なくなり、それに逆比例して中層住宅が多く構想されていること、また学校、教会、劇場などの公共建築がしだいに多くなっていることが顕著である。

イギリス的理念から出発しつつも、フランスの住宅供給制度に適合していったわけだが、その変遷がそのまま形態となってあらわれている。

全体はふたつの軸からなる。南北軸は、アンリ・セリエ中学校とノートル＝ダム＝ド＝ラ＝ペ教会とその広場を結ぶ線である。東西軸の一番奥にはジャン＝ヴィラル劇場がある。劇場をとりかこむ広場には、中層住宅がたち、その隅にはアーチのかかったアプローチがある。さらに副次的な道路と歩行者道からなるネットワークがある。

環境的質としては、レオン・ブルジョワ公園は最も広く、面積は 10,200 m² である。田園都市の周辺部には公園があつて、外との接点となっている。マザリック公園、ジャン・ジョレス公園、ラ・ペ公園らである。またそれらに面して公共建築が建てられている。中層棟間はセミ・プライベートな公園となっている。低層住宅には個人の庭園がある。

今回は十分触れられないが、全体住戸数に比較して、学校、劇場など各種公共施設は非常に充実しており、それらが田園都市をこえて地域の中核施設となることが意図されていた。文化施設、教育施設を充実させて地域のモラルを向上させようという意識があった。それは 19 世紀的な社会的啓蒙の意識の残滓であるとともに、20 世紀的な公共サービスの概念でもある。

8.4 建設全般について

建設は、両大戦間は 7 期にかけてなされた。第 1 期

図1 マスタープラン(1918)、
シュレンヌ市田園都市展(1998)カタログ、
pp.25-27、以下同様。

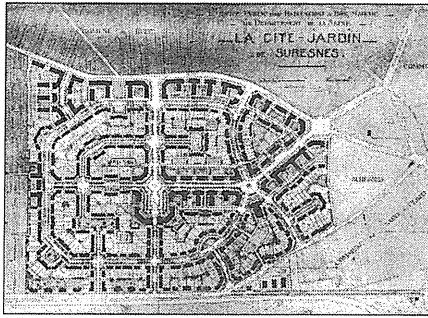


図2 マスタープラン(1927)

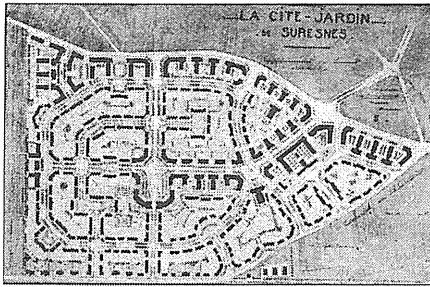


図3 マスタープラン(1929-1930)

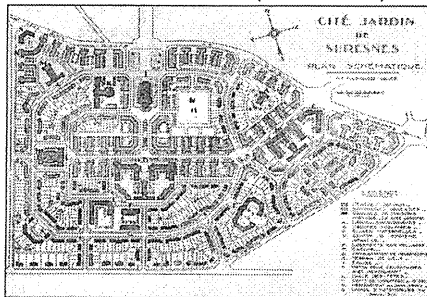


図4 マスタープラン(1933)

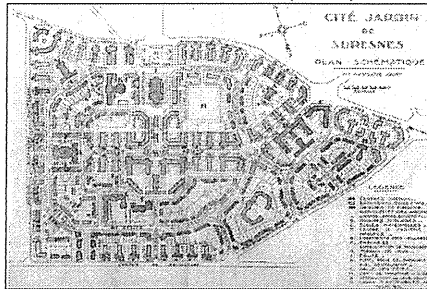


図5 現状の配置図 (①は第1工期、など)

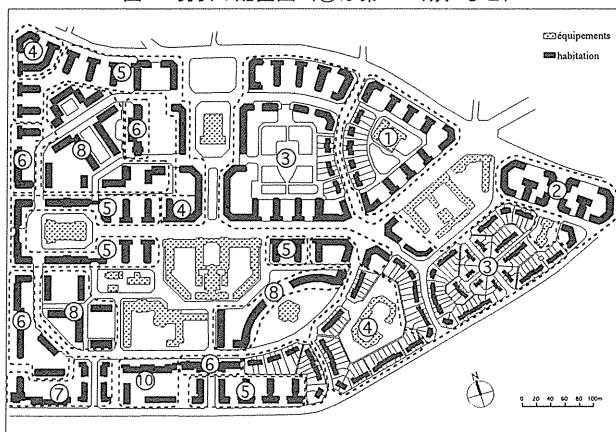


図6 シュレンヌ市博物館所蔵の平面図を写真撮影した例

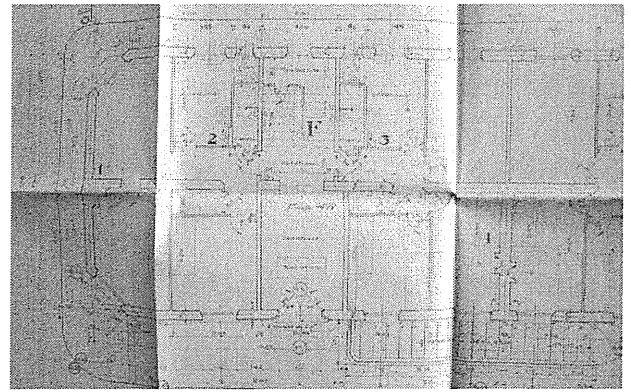


図7 住棟平面 (1階、低層、第3期)

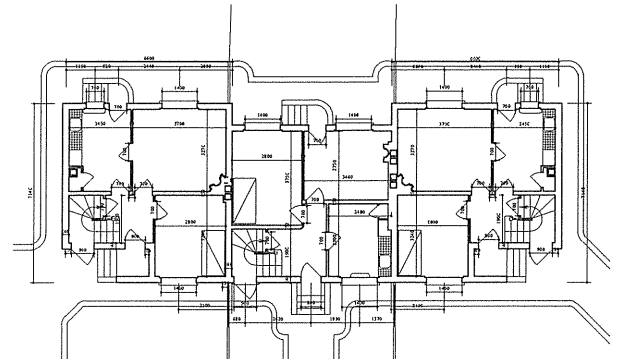


図8 住戸平面 (低層、第2期)

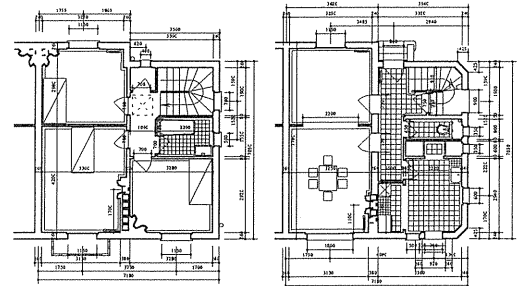


図9 住棟平面 (3階、中層、第5期)

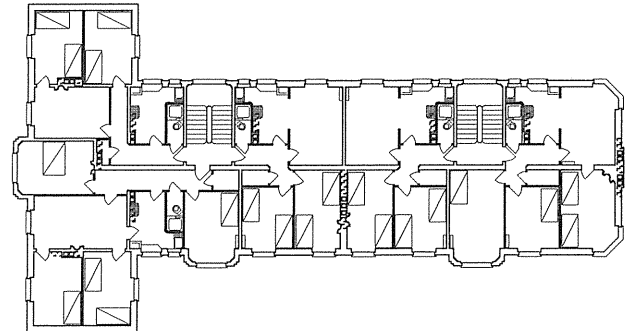
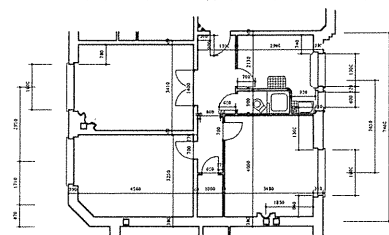


図10 住戸平面 (1階、中層、第6期)



(1921～)、第2期(1927)、第3期(1930)、第4期(1931)、第5期(1931～34)、第6期(1933)、第7期(1936～39)である(図5)。ちなみにルシェール法は1928年制定であり、これが建築にいかなる変化を及ぼしたかが歴史的には興味深い。

都市基盤設備については、文献・資料の裏付けは得られなかったが、ヒアリングでは当初から上下水、電気を導くことが決定されていたということであった。

第1期で特徴的なのは、共同のバス・シャワー・洗濯施設の存在である(図5で①の場所)。これは住戸ブロックの中央にあった。22のシャワー、6の浴室、設備ののった洗濯室があった。ここをコアとするコミュニティ形成が目論まれたという点で、たとえばギーズ市のファミリーエステールの理念の断片がみられるのであり、ひいては19世紀のユートピア思想の残滓であるといえる。

ちなみにこの建物は1984年になって職業斡旋所(*center d'aide par le travail*)となった。そして、前後してなされた改修工事によってすべての住戸にシャワーが設置された。

中層集合住宅はせいぜい5階建てであるが、人口の5分の4はこのタイプに居住している。中層集合住宅のおおくは主軸に面して建設され、低層住宅は副次的な道に面している。中層集合住宅はT字型あるいはL字型のブロックプランで、道路と反対側に、中庭や小公園をつくれるようになっている。低層住宅は、4戸、5戸あるいは6戸からなる棟割り形式であるが、それぞれの敷地の面積は約300㎡、各戸の建築面積は約50㎡である。前庭は比較的狭いが、背後の庭は広く、家庭菜園が行えるようになっている。

つぎに住戸タイプがきわめて多様なことである。まず都市建築として住棟のボリュームを決め、それから間取りがきめられるからである。数種類のタイプを何戸供給するか、という日本の方式とはことなっている。また政策として、さまざまな階層を混在させることが目指されたからでもある。たとえば単身者、老人、芸術家のための住居も提供された。居間と夫婦寝室を両開きのドアで連続させて、パーティなどのために広い接客空間としてつかう、本論でアンフィラード式とよぶタイプ(図12)は、19世紀のブルジョワ住居が起源である。芸術家用のアトリエ住居はたてものの最上階にあり、天井も高く、高窓から自然光を取り入れることができた。

本研究では、シュレンヌ市博物館所蔵の住棟・住戸平面図をすべて写真撮影し(図6)、CADソフトで清書しなおし、約590戸を復元した。平面図が残っていない住棟がある一方で、ひとつの平面図が数戸以上を代表している場合もあるから、母集団との関係は明確ではないが、代表例はほぼ網羅していると考えられる。

分析のための指標として、水廻り(図13)、LDK(図

14)、バス・シャワーの設置状況、寝室へのアクセス、の4点を設定した。ある住戸の分類はこれら4指標のクロスとして読みとれるのであり、アプリオリにタイプが決まっているわけではない。

8.5 建材などについて

伝統的な建材がもっともよく使用された。レンガ、オーク材などである。こうした建材はメンテナンスも容易で、今日でもいい状態を保っている。中層集合住宅のほとんどはレンガ造で、壁厚は低い部分で45センチ、高い部分で22センチである。階段はセメント造、手摺りは鉄製である。その他の伝統的な材料、セラミック、花崗岩、石灰石(コンブラシアン *comblanchien* とよばれる硬質の石灰)も使われた。

デュマイ(Dumail)により建設された後期の建物では、セメントと洗い出された丸石(pebble)で化粧されている。構造壁はレンガ、床は鉄筋コンクリートであった。バザン(Bazin)による最後期の建物は、間仕切りはスポレックス社製ブロック、構造壁は鉄筋コンクリートでできている。

最初期の低層住宅は中空レンガでできていて、構造壁は鉄筋コンクリートの軸組にレンガを充填したものであった。ファサードの化粧は、モルタル掃付け仕上げ(チロル風塗り仕上げ *enduit à la Tyrolienne* とよばれる)であった。これはパリ郊外という文脈では、希な選択であった。床構造は松の梁でできていて、ドア枠はオーク材であった。

8.6 低層住宅について

田園都市の理想である低層住宅は、第1から第4期までであり、第5期以降は放棄されている。

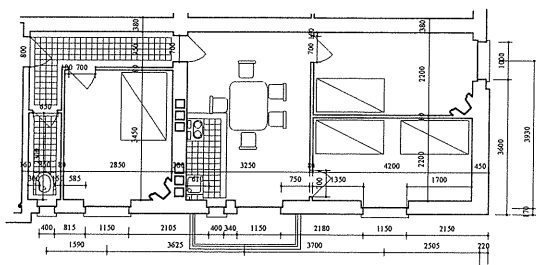
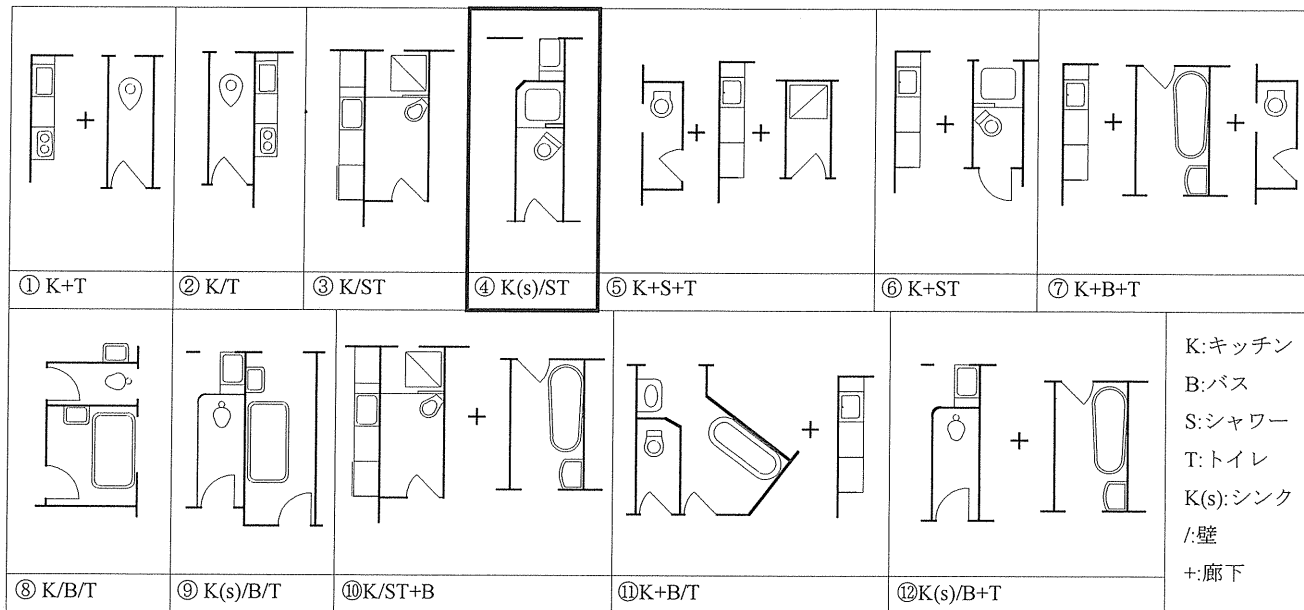
以下、分析指標ごとに統計をとった結果である。

「水廻り」(図15)、「バス・シャワー」(図16)については、第1期ではキッチンとトイレはあるが、バス、シャワーは基本的にはない。共同バス・シャワー施設があったからである。第2期は、ほとんどにバスが設置され、第3、4期はむしろシャワーが多くなる。また二階建てなので、一階にはキッチン、二階にバスやシャワーというかたちがおおい。

「LDK」(図17)によるタイポロジー分類だが、まずDK(SC)型すなわち「広間 *salle commune*」タイプ(②と③)が皆無であるのが特徴的である。広間とはコンパクトなLDKともいえるが、実質的には19世紀後期の労働者住宅を継承している(図11を参照)。それがないということは、19世紀モデルからの離脱を意味している。低層では、LDKがそれぞれ分節化されているタイプが大部分である。ただしドア、両開きドア、廊下といった連絡のしかたはさまざまな組み合わせがある。

「寝室」(図18)については、他の寝室を経由してアプローチするタイプ(①)は、第一期にこそ若干存在したが、第2期からはすべて通路からアプローチするタイプ(③)となった。またLDKからアプローチする寝室はない。すな

図11 広間 (Salle Commune) のある住戸 (中層)

[illegible]

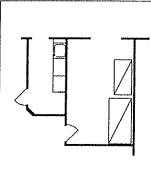
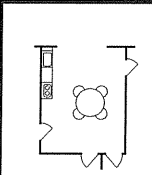
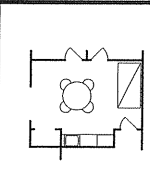
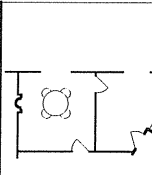
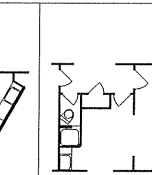
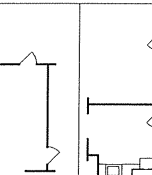
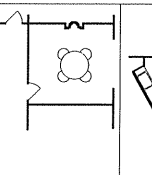
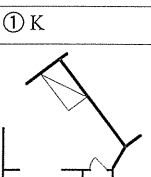
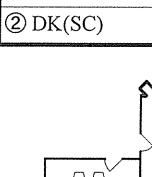
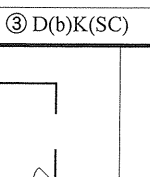
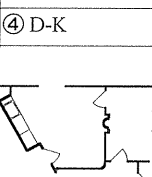
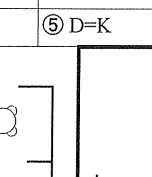
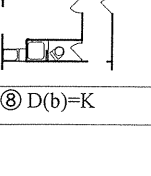
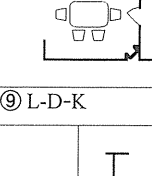
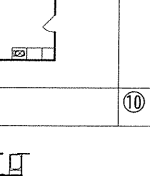
						
① K	② DK(SC)	③ D(b)K(SC)	④ D-K	⑤ D=K	⑥ D+K	⑦ D(b)-K
						
⑧ D(b)=K	⑨ L-D-K	⑩ L=D-K	⑪ L=D+K	⑫ L(b)=D+K		
			L: 居間 D: 食事室 K: 台所 SC: Salle Commune (広間) b: ベッド +: 廊下 -: ドア =: アンフィラードまたはアルコブ アンフィラード (2つの部屋を両開きのドア			
⑬ L+D-K	⑭ L+D+K	⑮ LD+K(アトリエタイプ)				

図15 水廻りのタイプ別（低層）

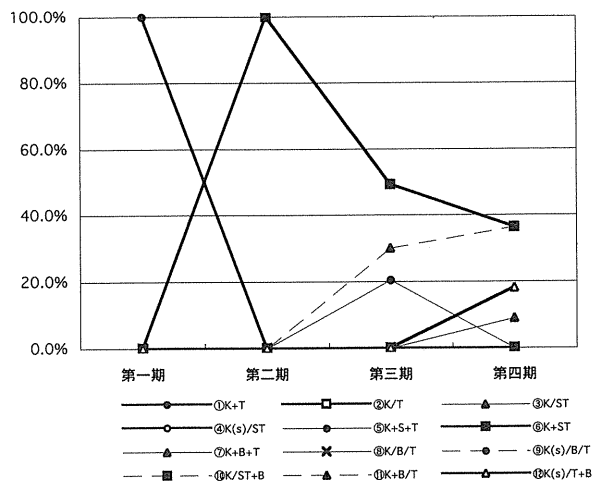


図19 水廻りのタイプ別（中層）

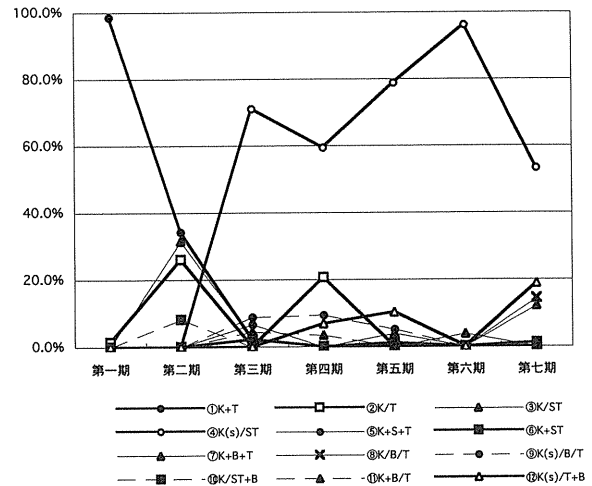


図16 バス・シャワーのタイプ別（低層）

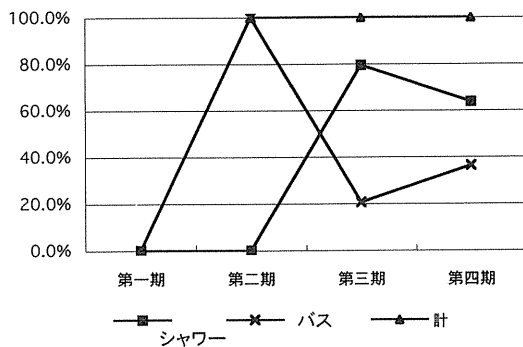


図20 バス・シャワーのタイプ別（中層）

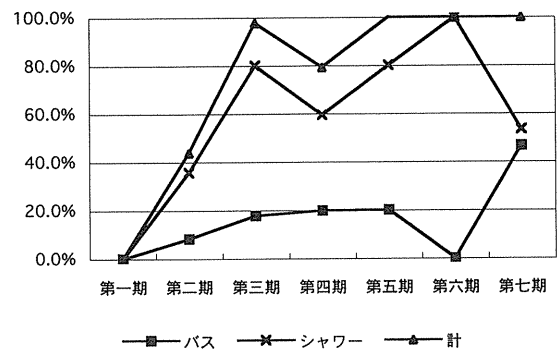


図17 LDKのタイプ別（低層）

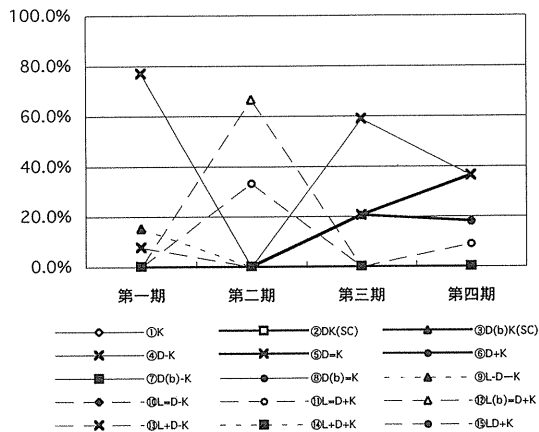


図21 LDKのタイプ別（中層）

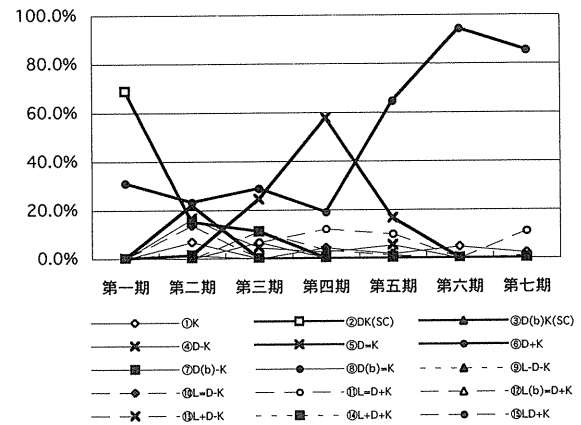


図18 寝室アプローチのタイプ別（低層）

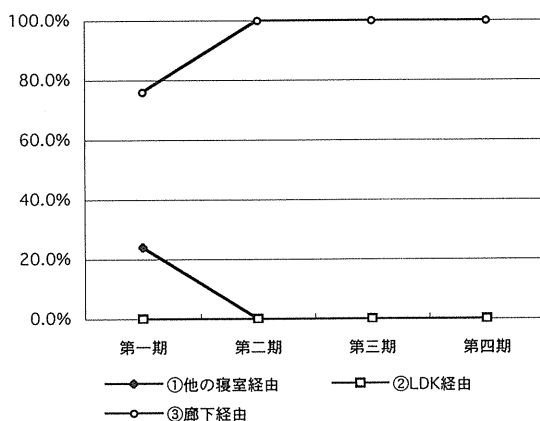
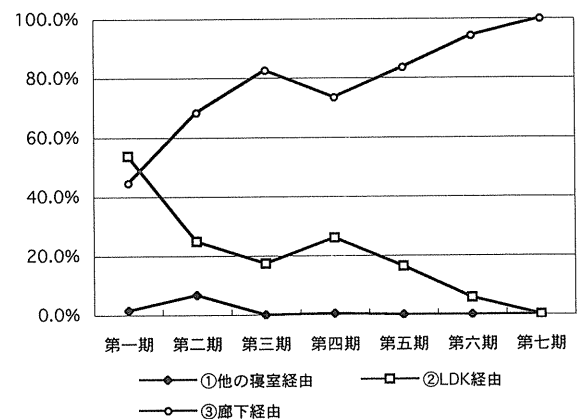


図22 寝室アプローチのタイプ別（中層）



わち低層住宅では、当初から、寝室のプライバシーを確保しようとする傾向が顕著であった。ただしこれは個人のプライバシーをただちに意味するものではない。ベッドの配置からすれば、個室という発想はまだ希薄であったからだ。

8.7 中層住宅について

「水廻り」(図 19)による分類だが、まず第1期はキッチンとトイレだけが散漫に配置されている K+T 型がほとんどである。第2期になると、シャワーがある例も若干あるし、K/T や K/ST 型、すなわち設備をコンパクトに配置しようという例が半数以上となる。さらに第3期より第7期まで圧倒的多数をしめているのが、K(s)/ST(④、○印)であり、キッチンのシンク、シャワー、トイレを一直線でならべて適宜間仕切りで仕切るという合理的でコンパクトな、ほとんど設備コアと呼べるようなタイプである。これがシュレンヌの中層住宅の典型である。

そのなかで「バス・シャワー」(図 20)の割合をみれば、第1期は皆無である。共同バス・シャワーがあったからである。第2期では半数以上の住戸に、第3期からはほぼ全戸に設置されている。またバスの割合とシャワーのその合計が100%を越えているように、バスとシャワーの両方とも設置されている住戸も若干はあった。設備については1920年代から1930年代にかけて急速に意識が変化したことをものがたっている。

「LDK」(図 21)による分類では、中層住宅では低層の場合とは違って、DK(SC)型(広間型、図 11 はその1例)が多い(②、③)。第1期は半数以上の住戸にある。第2期には、ベッドを設置した広間も20%ほど存在し、多目的室というより純粋な広間のタイプに逆行しているとさえいえる。広間は第3期まで存続する。19世紀的な労働者住宅タイプは1930年代初頭にまで存続した。

圧倒的におおいのは DK タイプだが、キッチンとダイニングを、当初はアルコーブ形式やドア一つで結ぶ例がおおかった。後期になると、廊下を介らせて、独立させる例がおおくなった。リビングのあるタイプは、さまざまな類型があるが、全体からすれば一部分にとどまっている。

すなわち1930年代全般をととしても、家族の団欒や接客よりもむしろ、寝室を供給して多人数家族を収容することが優先された。また逆に、伝統的にリビングはブルジョワ階級の接客空間であったことを考えると、労働者と勤労者を念頭においた住宅供給のなかで、ブルジョワ型が少ないにしろあったことに、社会的混在を考えたセリエの理念があるいって実現されたと考えることもできる。

「寝室」(図 22)の分類では、他の寝室からアプローチする例は、少ないとはいえ第2期まで残った(①)。LDK からアプローチする例は、第1期は半数以上であり、徐々に減少したとはいえ第6期まで残っている(②)。廊下からアプローチする完全に独立した寝室は、第1期で

は半数ほどであり、徐々に数をのばし、第7期になってやっと全戸にいきわたった(③)。すなわち寝室の独立にもかなりの時間がかかっている。

9. 結論

シュレンヌ市田園都市は、建設の経緯からすればフランス田園都市において例外的なものではなく、その典型的なものであると位置づけられる。その田園都市理念はイギリスに由来しているが、土地政策はドイツが参考とされ、それらをフランス固有の住宅供給制度の展開のなかで、統合したものである。

当初、イギリスの接地型低層住宅をめざしながら、国レベルの住宅金融政策の確立と世界恐慌に直面して、途中から中層集合住宅を中心とする方向に転換した。

住宅供給の方式としては、19世紀的な労働者問題対策型から20世紀的なより普遍的な社会的サービス型への移行、19世紀的な民間主導から20世紀的な公共的介入の路線への転換がみられる。

しかし実態としては、19世紀的な、労働者や低所得層を啓蒙するという側面はのこっていた。階級を混在させることも目指されたが、どちらかといえば中産階級というよりは、低所得者向けの傾向は残っている。

都市的理念は顕著であった。各種公共施設が多く、住戸についてもブルジョワ型やアトリエ型もあり、階級を混在させ、バランスをとろうとした意志はうかがえる。

公共的介入という点では、19世紀末からの長い議論と試行がやっと現実化したという位置づけである。しかし両大戦間において、ドイツが20万戸の住居を供給した同じ時期に、フランスでは20万戸にとどまったのであり、成果や成功といっても控えめに考えねばならない。

本研究は、20世紀初頭のフランス田園都市の以上のような実態を明らかにした。

さらに既往研究との比較でいえば、本研究は、たとえば吉田克己著『フランス住宅法の形成』(東大出版会)という詳細で優れた研究の恩恵に浴している。しかし吉田氏は19世紀から1928年のルシェール法制定までの流れを「戸建持家路線の勝利」と位置づけている。ところが、本稿でくりかえし指摘したように、これら住宅供給の法制度の確立をまって建設されたシュレンヌ市田園都市は、戸建ではなく(低層であっても連続住宅である)中層集合住宅が中心であり、持家ではなく賃貸であり、さらには中産階級というよりやはり勤労者向けであった。制度と実態はつねに乖離している。本稿では、法制史的な解釈が及ばない実態の紹介ができたと思う。

<注>

- 1 吉田克己『フランス住宅法の形成』東京大学出版会、1997年、251・411頁

- 2 フランス低廉住宅協会 (La société française des HBM) は 1889 年に設立された、最初の協会。衛生主義と第二帝政時代のパナナリズムの影響をうけていた。フランス低廉住宅協会の背景にあったのは、プロテスタントとカソリックの社会思想、保守派のモラリストであった。住居環境を改善することで、革命運動から労働者を切り離すことが目指された。
- 3 Choay F. et Merlin P. (dir.), *Dictionnaire de l'urbanisme et de l'aménagement du territoire*, PUF (Presses Universitaires de France), 1981.
- 4 Strauss: セーヌ県議会議員、厚生大臣、急進派社会主義者。教育改革に重要な役割を果たす。
- 5 ボスヴェ法の内容に関しては、フランスの建築基盤整備省のインターネット・サイトで知ることができる。
- 6 吉田克己『フランス住宅法の形成』東大出版会、1997、411 頁。
- 7 少なくとも 3 人の子供と同居する家族。
- 8 Magri, *Le Musée social, Georges Benoit-Lévy et les cités-jardins, 1900-1909*, Culture et Sociétés Urbaines, IRESCO-CNRS Paris, 2001
- 9 Thierry Leroux, *Henri Sellier, maître d'oeuvre de la vie urbaine*, Kathrine Burlen, éd. *La Banlieue Oasis ~ Henri Sellier et les cités-jardins, 1900-1940*, Presses Univ. de Vincennes, 1987, p.88
- 10 1915 年 7 月 18 日の会合の議事録には公社の内規が書かれている。国立公文書館、cote CAC 910322, p. 86.
- 11 Thierry Leroux, *op.cit.*, p. 84
- 12 L'Encyclopédie de l'Assemblée Nationale, ch. *La suprématie parlementaire. Bilan législatif-Bilan institutionnel*, *op. cit.*
- 13 Katherine Burlen, *L'urbanisme comme pouvoir d'intervention départemental et comme mode d'incitation à la responsabilité municipale*, *op.cit.* p.105
- 14 Henri Sellier, *Une cité pour tous*, éd. du Linteau, Paris, 1998, ch. *L'anarchie administrative dans le département de la Seine*, p.32; ch. *Le droit commun appliqué aux communes de banlieue est un non sens*, p.35; ch. *A l'autonomie des communes de banlieue, il faut substituer une solidarité effective des différents éléments de l'agglomération parisienne*, p. 39.
- 15 Thierry Leroux, ch. *Henri Sellier, maître d'oeuvre de la vie urbaine*, *op.cit.*, p. 83. "L'intervention du département s'impose, tant pour coordonner et stimuler les initiatives privées, communales ou intercommunales, que pour faciliter et susciter la création, en banlieue, de groupes d'habitations ouvrières, analogues aux gardens-cities anglaises et américaines", p. 89
- 16 Kathrine Burlen, *Science du logement et gestion sociale des populations*, K. Burlen, éd. *La Banlieue Oasis - Henri Sellier et les cités-jardins, 1900-1940*, *op.cit.*, 1987, p.102.
- 17 Kathrine Burlen, *Introduction*, *op. cit.*, p. 13 ; Thierry Leroux, *op. cit.*, p. 90.
- 18 議事録、1916 年 7 月 10 日の会合 (38 頁)。
- 19 公社、1919 年の議事録、前掲書、94 頁。
- 20 *Henri Sellier*, p.160 to p.169, *op. Cit.*
- 21 Thierry Leroux, *L'urbanisme Social-Démocrate'' Henri Sellier*, *op. cit.* p.180
- 22 Thierry Leroux, *L'urbanisme Social-Démocrate'' Henri Sellier*, *op. cit.*, p.165
- 23 議事録、1916 年 7 月 10 日の会合。 *Examen des terrains susceptibles d'être acquit par l'office*, archives nationales, *op.cit.*, p. 33.
- 24 "Les emplacements choisis seront" des coteaux vallonnés, des parcs, des plateaux bien exposés." Thierry Leroux, *L'urbanisme Social-Démocrate'' Henri Sellier*, p. 186, *op. cit.*
- 25 議事録、1917 年 3 月 26 日の会合。
- 26 議事録、1917 年 3 月 26 日の会合。
- 27 議事録、1917 年 10 月 19 日の会合。
- 28 議事録、1917 年 3 月 26 日の会合。
- 29 議事録、1917 年 6 月 4 日の会合。
- 30 議事録、1919 年 440 頁 (「1700 万フランの追加交付 Dotation complémentaire de 17 millions」)。
- 31 (No author). *Réhabilitation de la cité jardin de Suresnes*, document du Musée de Suresnes, (not published document), p. 189.
- 32 Henri Sellier, *Une cité pour tous*, ch. *Compte rendu moral et financier*, ch. *L'étranglement financier*, *op. cit.*, pp. 116, 130
- 33 議事録、1937 年 5 月 15 日。県と公社のあいだの取り決めについての協定にかんしての脚注。ただこの赤字補填が実際どうされたかは確認中。
- 34 *Réhabilitation de la cité jardin de Suresnes*, document du Musée de Suresnes, OPHBM 1947, p.191
- 35 議事録、1917 年 10 月 29 日の会合。117 頁。
- 36 議事録、1917 年 5 月 12 日の会合。
- 37 建築・美装委員会議事録 (CSP 910322 ART 13. No. Article 0019910332, 0000000013, code N1 : 8182, A.N. de Fontainebleau)
- 38 建築・美装委員会議事録、1918 年 11 月 20 日の会合。
- 39 同上
- 40 建築・美装委員会議事録、1918 年 3 月 21 日

<参考文献>

- Sellier(Henri), *Une cité pour tous*, 1998
 Bulter, *Le Logement social en France*, 1983
 Burlen(Cathrine), *La banlieue oasis*, 1987
 Crosnier, *Histoire de Suresnes*, 1989
 Fourcaut(Anne), *Un Siècle de Banlieue Parisienne (1859-1964)*, 1996
 Fourcaut(Anne), *Un siècle de banlieue parisienne*, 1988
 GRPVP, *Cités, Cités-Jardins Une Histoire Européenne*, 1996
 Ipraus, *Les cahiers de L'Ipraus n.4, Cités-jardin*, 2001
 Ville de Suresnes, *Idées de Cité-jardins l'exemplarité de Suresnes*, 1998
 児玉徹他『欧米の住宅政策』ミネルヴァ書房、1999
 吉田克己『フランス住宅法の形成』東大出版会、1997

<研究協力者>

- 安部元子 九州芸術工科大学大学院
 博士後期課程2年
 馬場小葉紅 九州芸術工科大学大学院
 博士前期課程2年
 濱崎千春 九州大学大学院 博士前期課程1年